

相馬市請負工事成績評定要領の運用基準

第2条関係（評定の対象より除外する工事）

- 1) 500万円以上の工事で、「維持修繕工事における除草等の簡易な工事は除く」とは、下記に該当するものとし、工事成績評定の対象外とする。
 - ① 建築物・道路構造物等の解体、撤去のみの工事
 - ② 道路・河川・水路等の浚渫及び除草、清掃工事
 - ③ 数箇所をまとめた軽微な維持補修工事
 - ④ 緊急、災害時などの応急的な復旧工事
 - ⑤ 諸経費を見積り等により採用し、経費の削減等を行った工事等で、提出書類及び現場管理等の簡素化を行う工事
 - ⑥ 電気設備・機械設備等の修繕工事で、既存の器機及び部品等の交換を行う工事

第4条関係（評定者）

- 1) 第2評定者（当該工事担当課長）について、課長が事務職の場合は、技術職の課長補佐・係長等と協議して評定を行うものとする。

第5条関係（評定の方法）

- 1) 第2評定者（当該工事担当課長）は、工事経過把握及び監督員の指導、管理等のため、第1評定者（監督員）の評価内容を確認、点検を行った上、評価するものとする。
- 2) 第3評定者（検査員）は、最終的に完了した工事を引き取るための責任ある立場であることを認識し、出来ばえ等の評価においては、第三者の見地から慎重な検査により評価するものとする。
- 3) 工事成績評定表等とは次のものをいう。
 - ・工事成績評定表（様式第1号）
 - ・考査項目別集計表（様式第2号）
 - ・考査項目別評定表（様式第3号）
 - ・工事成績評定の考査項目別運用表（別紙）
- 4) 検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定するものとする。

第9条関係（評定の修正）

- 1) 修正する必要があると認められる場合とは、評定通知後、住民からの苦情・紛争等及び検査員が検査時において気づかなかつた事項（引き取り後の構造物・構築物の破損等手抜き工事の発覚、工事が起因と思われる構造物・構築物等への影響等）が明らかになった場合であり、また修正する必要があると認められる期間は、原則として「相馬市工事請負契約約款」第53条に規程している「契約不適合責任期間等」の範囲内とする。
- 2) 修正の是非の判断は、当該工事担当課長と財政課長が協議の上決定するものとする。
- 3) 契約権者は、前項の修正が必要と決定された場合は、遅滞なくその結果を、理由書（任意様式）を添付の上、当該工事の請負者に通知するものとする。

（参考）

工事等検査調書における、検査所見の判断としては、下記判定基準を参考にするものとする。なお、評定点合計が49点以下については、手直し等により、是正が確認できたものは、普通と記載するものとする。

※判定基準

評定点合計	100～85	84～70	69～50	49～40	39以下
判定	優秀	良好	普通	やや不良	不良